

公益財団法人日本バスケットボール協会 役員候補者の選考に関する規程

第1条〔目的〕

本規程は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「本協会」という）の「定款」第24条に基づく役員（理事および監事）の選任にあたり、役員候補者を選考する諸手続きについて定める。

第2条〔会長候補者選考委員会の設置〕

- (1) 本協会は、会長の任期満了または辞任に伴う次期会長候補者の選考にあたり、会長候補者選考委員会（以下「会長選考委員会」という）を設置する。
- (2) 会長選考委員会は、次期会長の選任時まで存続するものとする。
- (3) 会長選考委員会の委員は次の各号のとおりとし、第1号乃至第5号の委員については、理事会において選定する。
 - ① 名誉会長または退任の意向を表明した会長
 - ② 都道府県バスケットボール協会に所属する評議員 3名以内
 - ③ 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「JPBL」という）の所属チームに所属する評議員 2名以内
 - ④ 理事（外部有識者） 1名
 - ⑤ 監事 1名
 - ⑥ 事務総長
 - ⑦ 法務委員長
- (4) 会長選考委員会には、委員の互選により、委員長を置く。

第3条〔会長候補者選考委員会の開催〕

- (1) 会長選考委員会は、その発足後速やかに開催するものとし、以後、第5条に定める理事会への答申を行うために必要に応じて適宜開催するものとする。
- (2) 会長選考委員会は、委員長が招集する。ただし、委員の任命後最初の会議は会長が招集し、また、他の委員が招集することを妨げない。
- (3) 会長選考委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるときまたはやむを得ない事由により委員長が欠席する場合は、出席委員の互選によりこれを定める。
- (4) 会長選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。
- (5) 会長選考委員会への代理出席および書面による委任は、いずれも認めない。

第4条〔会長候補者の選考基準〕

- (1) 会長選考委員会は、次の各号の会長選考基準に基づき、会長候補者を選考しなければならない。
 - ① 就任時において、その年齢が70歳未満であること
 - ② 本協会の設立趣旨、理念および活動方針について深い見識を有し、それらの推進に相応しい人格を有すること
 - ③ 企業経営全般、法律、会計、財務、国際情勢、スポーツまたはバスケットボールの分野において、専門的な知識または経験を有していること
 - ④ 健康であり、業務に支障がないこと
 - ⑤ 遵法精神に富んでいること

- ⑥ 一年度内の理事会に概ね3分の2以上出席できる見通しがあること
- (2) 会長候補者の選考にあたっては、前項の会長選考基準と併せ、会長の再任は連続4期まで(期の途中に就任した場合はその期を含めない)であることを考慮しなければならない。

第5条〔会長候補者の決定〕

- (1) 会長選考委員会は、会長の任期満了に伴う次期会長候補者選考の場合、会長の任期満了日の属する月の3ヶ月前の月の末日までに会長候補者1名を決定し、理事会に答申する。
- (2) 会長選考委員会は、会長の辞任に伴う次期会長候補者選考の場合、理事会において別に定める期日までに会長候補者1名を決定し、理事会に答申する。
- (3) 会長候補者の決定は、出席した委員の過半数の議決をもってこれを行う。否決された場合は、いずれかの委員が新たな候補者を推薦し、当該候補者につき議決を行う。
- (4) 委員が会長候補者となる場合には、当該委員は、当該会長候補者に関する決議には参加できず、その場合、当該委員は当該議案に関する定足数から除かれるものとする。

第6条〔役員候補者選考委員会の設置〕

- (1) 本協会は、役員任期満了に伴う次期役員候補者の選考にあたり、前条の手続きを経た後、役員候補者選考委員会(以下「役員選考委員会」という)を設置する。
- (2) 役員選考委員会は、次期役員選任時まで存続するものとする。
- (3) 役員選考委員会の委員は、第2条第3項に定める会長選考委員会の委員および次期会長候補者とする。
- (4) 役員選考委員会の委員長は、次期会長候補者とする。

第7条〔役員候補者選考委員会の開催〕

- (1) 役員選考委員会は、その発足後速やかに開催するものとし、以後、第9条に定める理事会への答申を行うために必要に応じて適宜開催するものとする。
- (2) 役員選考委員会は、委員長が招集する。ただし、他の委員が招集することを妨げない。
- (3) 役員選考委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるときまたはやむを得ない事由により委員長が欠席する場合は、出席委員の互選により、これを定める。
- (4) 役員選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。
- (5) 役員選考委員会への代理出席および書面による委任は、いずれも認めない。

第8条〔役員候補者の選考基準〕

- (1) 役員選考委員会は、次の各号の役員選考基準に基づき、会長を除く役員候補者を選考しなければならない。
 - ① 副会長は、就任時においてその年齢が70歳未満であること
 - ② 副会長を除く役員は、就任時においてその年齢が65歳未満であること
 - ③ 本協会の設立趣旨、理念および活動方針について深い見識を有し、それらの推進に相応しい人格を有すること
 - ④ 企業経営全般、法律、会計、財務、国際情勢、スポーツまたはバスケットボールの分野において、専門的な知識または経験を有していること
 - ⑤ 健康であり、業務に支障がないこと
 - ⑥ 遵法精神に富んでいること
 - ⑦ 一年度内の理事会に概ね3分の2以上出席できる見通しがあること

- ⑧ 推薦対象者が都道府県バスケットボール協会の役職員である場合は、前各号の基準に加え、所属する都道府県バスケットボール協会の執行役員であること
 - ⑨ 推薦対象者がJPBLを含む各種の連盟の役職員である場合は、第1号乃至第7号の基準に加え、所属する連盟の執行役員であること
 - ⑩ 推薦対象者が本協会、都道府県バスケットボール協会、各種の連盟、またはこれらの所属(加盟)団体のいずれの役職員でもない者(いわゆる外部有識者)である場合には、第1号乃至第7号の基準に加え、外部有識者としての独立性を保ちつつ、スポーツおよびバスケットボールの発展のための建設的な意見を提示することができ、当該意見を広く発信することができる者であること
- (2) 役員候補者の選考にあたっては、前項の役員選考基準と併せ、次の各号の条件を考慮しなければならない。
- ① 理事および監事は、相互に兼ねることはできない。
 - ② 監事は、本協会の職員または本協会の委員会その他の機関の構成員を兼ねることができない。
 - ③ 各理事について、当該理事およびその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
 - ④ 他の(公益法人を除く)同一の団体の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超える者であってはならない。監事についても同様とする。

第9条〔役員候補者の決定〕

- (1) 役員選考委員会は、役員の変更を行う定時評議員会に付議する議案を決定する理事会の開催前に役員候補者を決定し、理事会に答申する。
- (2) 会長を除く役員候補者数は、次の各号のとおりとする。
- ① 理事候補者5名以上17名以内
 - ② 監事候補者2名
- (3) 役員候補者には、都道府県バスケットボール協会に属する者および外部有識者が、一定程度含まれているものとする。
- (4) 役員候補者の決定は、委員長の推薦に基づき、出席した委員の過半数の議決をもってこれを行う。否決された場合は、いずれかの委員が否決された候補者に代わる新たな候補者を推薦し、当該候補者につき議決を行う。
- (5) 委員が役員候補者となる場合には、当該委員は、当該役員候補者に関する決議には参加できず、その場合、当該委員は当該議案に関する定足数から除かれるものとする。

第10条〔改廃〕

本規程の改廃は、理事会の議決に基づきこれを行うものとする。

第11条〔施行〕

本規程は、平成28年1月10日から施行する。

附則

1. 本規程施行後最初に選定される会長候補者選考委員会の委員のうち、第2条第3項第3号の委員は、評議員であることを要しない。
2. 平成28年4月12日一部改定